



日乗連ニュース

ALPA Japan NEWS

発行: 日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan
幹事会
〒144-0043
東京都大田区羽田5-11-4
フェニックスビル
TEL.03-5705-2770
FAX.03-5705-3274
E-mail:office30@alpajapan.org

www.alpajapan.org

Date 2009.04.08

No. 32-49

日乗連 LEGAL 委員会は

「裁判員制度」相談窓口を開設します。

【裁判員制度とは】

2005年5月21日「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立し、2009年5月21日から裁判員制度が実施されます。裁判員制度とは、国民が裁判員として刑事裁判に参加し被告人が無罪また有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決める制度です。一方米国の「陪審員制度」は裁判員制度とは異なり、被告人の有罪か無罪かのみを選任された「陪審員のみ」で決めます。量刑を決めるのは裁判官の仕事です。

【運航乗務員と裁判員制度】

この日本独特の裁判員制度の問題は色々指摘されていますが、私たち乗員にとっても影響があります。既に裁判員の候補者通知を受け取られている方もいると思いますが、裁判員候補になったことを示す通知を受け取った人が、その事実を自身のブログなどに掲載した例等について、最高裁は「匿名であっても、その他の書き込みなどから個人が特定される場合には法に触れることになる」と言っています。そのように裁判員には守秘義務等一定の縛りがあり、安易に問題を人に相談できない可能性があります。

私達が裁判員選任された場合・・・

- ・ 訓練・審査等（資格要件・乗務要件）に係わる勤務時の対応
- ・ 交通費・日当は支払われますが、乗務機会の喪失に伴う賃金（諸手当）との差額
- ・ 裁判員による精神的負荷と乗務との関係

等々の問題が運航乗務員の勤務の特殊性から発生してくるかと思われます。

【相談窓口を開設】

そこで日乗連 LEGAL 委員会では、「裁判員制度」に関する個別の問題に関して相談窓口を設けることにしました。

- ◇ 裁判員制度について不安・お困りの方は、日乗連 LEGAL 委員会までご相談ください。
ご相談の際には「氏名」・「所属団体」・「連絡先」および「裁判員制度に関する相談」であることが明確に分かるようにお知らせください。
以下記載のメールアドレスに送信頂ければ、LEGAL 委員会顧問弁護士に転送されます。
万一ネット環境に無い方は日乗連まで電話にてご連絡ください。



【連絡先】

日乗連 LEGAL 委員会裁判制度相談窓口

E-mail: saibanseido@alpajapan.org

TEL: 03-5705-2770 FAX: 03-5705-3274

- ◆ プライバシーの関係から情報は LEGAL 委員会顧問弁護士と委員長が一元的に管理し、相談窓口で相談があったかどうかも含め一切外部には分からないように徹底します。

【裁判員選任までの流れ】

- ◆ 裁判員制度の対象事件は、殺人・強盗致死傷・危険運転致死・保護責任者遺棄致死など一定上の重大事件に限られます。

《裁判員になるまでの流れ》

毎年 12 月頃には候補者に通知と『調査票』が届く。調査票を返送し明らかに裁判員になることができない人や、1 年を通じて辞退事由が認められる人は、裁判所に呼ばれることはない。

翌年 5 月以降、原則、公判の 6 週間前に呼出状と『質問票』が届く。質問票を返送し、辞退が認められる場合には、呼出しが取り消される。

選任手続期日 裁判長と面接(20 人程度)する。最終的に事件ごとに裁判員 6 人が選ばれる。

《罰則規定》

『調査票』『質問票』を返送しなかった場合、処罰対象にはなりません。しかし目的としては裁判員になれない事情の早期把握の為です。提出する必要があります。

虚偽の内容の記入、質問に嘘を言った場合は 30 万以下の過料、または裁判所に対しての場合には 50 万以下の罰金に処せられる場合があります。また選任手続期日など、裁判所に正当理由もなく不出頭の場合 10 万以下の過料に処せられる場合があります。

以上